

やめよう不法投棄

私たちの町がこんなに汚されています

ゴミの不法投棄が後を絶ちません。ゴミを捨てられた場所の周辺住民や土地の管理者は大変迷惑しています。

また、捨てられたゴミの処理にはたくさんの労力と経費がかかります。みんなの力を合わせて不法投棄を無くしましょう。



「ちょっとめんどくさい」がみんなの迷惑に

不法投棄は引越して一度に大量のゴミが出たり「分別が面倒」「決められた日に出せなかった」「処分費用がもったいない」などモラルを欠いた自分勝手な理由で行われています。不法投棄は5年以下の懲役や罰金1000万円以下の罰則のある犯罪です。又、産業廃棄物の不法投棄はさらに重い罰則になります。



日頃からきれいにしよう

不法投棄されたゴミは、捨てた人がわかれば、当然その人に処理してもらいますが、土地の所有者や管理者も、定期的に除草したりフェンスなどで車が入れないようにしたりして、ゴミを捨てにくい工夫をすることが必要です。

また、地域の皆さんで町をいつもきれいにしておくことも大切です。

ゴミの捨て方にも地域のルールがあります。わからないことは最寄りの振興事務所、役場生活環境課へお問い合わせください。

自分たちで使ったものです。正しく処理しましょう。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場

生活環境課

TEL 22-2111



平成21年度の国民年金保険料の納付状況

平成21年度の国民年金保険料の納付状況が厚生労働省と日本年金機構においてとりまとめ8月5日に公表されました。

【主なポイント】

◎国民年金保険料の納付状況

平成21年度の現年度分(平成21年4月分)・平成22年3月分の納付率は60・0パーセント(対前年度比マイナス2・1ポイント)でした。

また、平成19年度分の最終納付率は68・6パーセント(平成19年度末と比較してプラス4・7ポイント)でした。

◎納付率低下の要因

納付率が高い「いわゆる団塊の世代」のうち、昭和24年(1949年)生まれの方が平成21年(2009年)に60歳に到達され第1号被保険者から抜けたこと、また、機構(旧社会保険庁)と市場化テスト受託事業者との協力・連携が不十分、機構における事業の進捗管理が不十分であったこと等により、その効果が十分に発揮されなかったことが主な要因だと考えられています。

◎平成22年度の収納対策

納付率向上に向けた平成22年度の主な取組は次のとおりです。

①収納対策に対する機構としての組織的な取組を強化。

②市場化テスト受託事業者との連携体制を整備。

③20歳到達者等の新規適用となる者への働きかけを強化。

国民年金制度は国民健康保険制度と並ぶ、我が国の社会保障制度の根幹をなすものです。この制度を守り育てていくことが、とりもなおさず未来の日本を安全で住みよい国として引き継いでいく事であり、皆さんのご協力をよろしく願います。

精神保健相談について

こころの相談を次のとおり行いますのでご利用ください。

こころの病気、ひきこもり、アルコール、薬物、虐待、不登校、思春期の問題、認知症、自死遺族の方の不安などお気軽にご相談ください。西濃保健所の精神保健非常勤医師がご相談に応じます。

料金は無料です。

必ず事前に予約をしてください。

【日時】 12月16日(木)

【受付時間】 10時～11時

【場所】 揖斐川町福祉総合支援センター

【お問い合わせ先】

岐阜県西濃保健所

健康増進課 保健予防担当

Tel 0584-73-1111(代)

町営住宅入居者募集

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。

①島町営住宅

- ・所在 揖斐川町島142
- ・募集戸数 1戸
- ・建設年度 平成10年度
- ・中層耐火構造3階建 3DK
- ・駐車場 1台
- ・家賃 23200円
- ②そらむき住宅(単身用)
- ・所在 揖斐川町西津波619
- ・募集戸数 1戸
- ・建設年度 平成11年度
- ・準耐火構造2階建 1K
- ・駐車場 1台
- ・家賃 16100円

■敷金 家賃の3か月分

■入居条件

- ・所得条件あり
- ・市町村民税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと。
- ・①については現在同居、または同居しようとする親族(婚約者含む)があること。
- ・その他 家賃の他に共益費(上下水の使用料・共用部分の電気料など)が必要です。

※詳しくはお問い合わせください。

■募集期間

12月1日(水)～12月15日(水)

■入居予定日

平成23年1月下旬を予定
【お問い合わせ先】

揖斐川町役場建設課

Tel 22-2111(内線313)

認知症を知ろう!

地域包括支援センターでは、9月26日・脛永(東瀬古地区)、10月6日・坂内日赤奉仕団員、10月22日・小島(二ノ宮地区)で、「認知症サポートー養成講座」を開催しました。

久瀬診療所の吉村学所長を講師に、関係者を交えて意見交換をしました。今回は参加者からの声をご紹介します。

「私は、ちよつと財布を置いて、鞆を持ってくるうちに、財布の置き場所を忘れます。」「畑のクワや鎌をよく無くし、畑に置いてあることがよくあります。」「うちの親も、よく財布を無くしては孫のせいにしてました。」など、物忘れは誰でも多くなる年頃に、皆さんが心配していることがわかります。

また、講演を聴いた参加者からの感想として、「自分の親が血圧も高いので、もし、認知症になったら、優しく接しようと思う。」「日ごろから近所の人と交流を大切にして声掛けをしようと思う。」「認知症を正しく理解することができてよかった。」など、活発に意見交換がされていました。これからも、地域の皆さんで、安

心して暮らせる地域づくりに、ご理解とご協力をお願いします。

※「徘徊」について

認知症の人が徘徊するのは、それなりにその人の思いがあつて周りを気にしないで行動します。

しかし、途中で思いが変わると、その場所がどこなのかわからなくなり、迷子になってしまい、不安や恐怖・寂しさが更に本人を焦らせ、思いもしないところに移動してしまいます。

認知症の方は、周りの人に尋ねることや自分の事を話すことが困難な場合が多く、不安な状態になっています。

こんな時は、日ごろから周りの人がその人の行動を知ることや、一人にならないようにできるだけ一緒に行動したり、声をかけてあげられるように、することも地域の見守り（サポーター）につながります。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場高齢福祉課

TEL 22-2111

男女共同参画プラザ 電話相談窓口

一人で悩まないで！まずはお電話ください。

男女共同参画プラザでは、家庭や仕事、DV、人間関係など生き方に関する悩みを電話でお聴きします。相談は無料、秘密は固く守られます。

【相談日】 日曜日・木曜日（祝日・年末年始は除く）

年末年始は除く

【時間】 9時～12時、13時～16時

【電話相談専用ダイヤル】

058-278-0858

今年の年末調整時の注意点 給与所得者の扶養控除等申告書

勤務先での年末調整の際にご記入いただいている「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の様式が変更され、「年齢16歳以上の扶養親族」と「年齢16歳未満の扶養親族」を別々の記入欄に書くことになりました。

これは税法改正により、平成23年分所得税および平成24年度分個人住民税（町県民税）から「年齢16歳未満の扶養親族」に対する扶養控除が廃止されることによるものです。

ここで注意していただきたい点は、扶養控除は廃止されますが、個人住民税の算定（非課税限度額の判定等）には「年齢16歳未満の扶養親族」の情報が必要であるため、同申告書下部の「住民税に関する事項」欄の「年齢16歳未満の扶養親族」に該当がある場合は、必ず記入をお願いします。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場税務課

TEL 22-2111

大垣税務署からのお知らせ

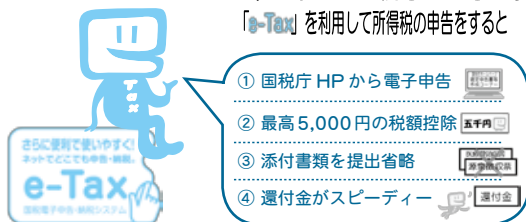
～相続又は贈与等に係る生命（損害）保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について～

相続や贈与などにより取得した生命保険契約や損害保険契約などに係る年金の所得税の取扱いを改めることとしました。

この取扱いの変更により、所得税の還付を受けることができる場合があります。詳しくは、国税庁ホームページ [【www.nta.go.jp】](http://www.nta.go.jp) をご覧いただくか、大垣税務署個人課税部門にお問い合わせください。

TEL 0584-78-4104（内線443・432）

e-Tax をご利用ください。
ご自宅のパソコンから申告などの手続きができます。



詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。

イータックス で 検索
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

住民基本台帳カード及び電子
証明書の取得はお早めに！

e-Tax を利用するためには、原則「電子証明書」が必要になります。

個人向けの電子証明書は、地方公共団体による「公的個人認証サービス」にて発行されており、住民票のある市町村の窓口で住民基本台帳カード（住基カード）を入手し、申請書等を提出して発行を受けてください（発行手数料として、住基カードは500円程度、電子証明書は500円が必要です。）。

なお、電子証明書の有効期限は3年間ですので、更新時期にご注意ください。

詳しくは、住民票のある市町村までお問い合わせください。

公的個人認証サービスについて、詳しくはコチラへ。 公的個人 で 検索
<http://www.jpki.go.jp/>

油流出事故に 注意しましょう！

灯油の使用量が増える冬には、給油時にその場を離れたり、バルブを閉め忘れたりすることによる油の流出事故が多発します。

ひとたび事故が起これば、河川や地下水の汚染を引き起こすだけでなく、上水道や工業用水の取水停止、臭いによる生活環境の悪化、魚が死ぬなどの重大な被害をもたらすことがあります。その際には、事故の対応に要した費用は原因者の負担となります。

このような事態を防ぐために、給油時にその場を離れないことや、タンク・配管から漏れていないかを点検すること、油水分離槽を適正に維持管理することなど、油が水路や側溝に流出しないよう予防対策をとっていただくことがとても重要です。

また、河川の水質を保全するために、残った食用油や必要以上の洗剤を流さないなど、家庭でできる対策にもご協力をお願いします。

なお、誤って油を流出させたり、油の流出を発見した場合は、直ちに役場生活環境課や消防署、または岐阜県西濃振興局揖斐事務所環境課へご連絡をお願いします。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場生活環境課
TEL 22-2111

飼犬の放し飼いをしないで！

飼犬を放し飼いにする行為は、近隣の住民とのトラブルの原因となります。飼主の方は、以下の事項を遵守して下さい。

【犬の飼主の遵守事項】

- ・犬を檻等の囲いの中で飼養し、又は綱もしくは鎖で確実につないで飼養すること。

- ・人の生命、身体等を侵害しないよう必要な措置を講ずること。

- ・犬をその種類、健康状態等に応じた、適正に運動させること。

- ・犬に適正なしつけを施すこと（生後2か月頃からのしつけが大切です）。

- ・異常な鳴き声、悪臭により、迷惑をかけること。

- ・犬が公園、道路等を損傷し、又は汚染するような行為をさせないこと。

- ・犬を飼養している旨の標識を、見やすい箇所に掲示しておくこと。

- ・仔犬が産まれると困る方、発情期に困る方は、不妊等の措置を講ずるよう努めること。

- ・感染症予防の措置を講ずるよう努めること（生後91日以上犬は、「狂犬病予防法」に基づき、生涯1回の登録及び年1回の狂犬病の予防注射を受けましょう）。

- ・飼主は、飼養する犬が人を噛んだときは、狂犬病の疑いの有無について、犬を獣医師の検診に受けさせてください。

飼主は、飼養する犬が逃走したときは、役場生活環境課・各振興事務所地域振興課に通報或いは、西濃保健所揖斐センターに迷い犬の通報をお願いします（揖斐川町ホームページの「町外へのリンクページ」にある「岐阜県動物愛護管理情報」に「迷い犬情報」がありますので、そちらも参考にしてください）。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場生活環境課

TEL 22-2111

谷汲振興事務所地域振興課

TEL 55-2111

春日振興事務所地域振興課

TEL 57-2111

久瀬振興事務所地域振興課

TEL 54-2111

藤橋振興事務所地域振興課

TEL 52-2111

坂内振興事務所地域振興課

TEL 53-2111

西濃保健所揖斐センター

TEL 23-1111

（社）揖斐川町シルバー人材センターからのお知らせ

新年を新しい障子と襖で迎えませんか
揖斐川町シルバー人材センターでは、障子・襖の張り替えをしています。

す。得意な会員が、対応します。大変好評ですので一度お考えください。また、その他の仕事も受付しております。年末の大掃除など、気軽にご相談ください。

当センターでは、シルバー人材センター事業の主旨、目的等を広く町民の皆様知っていただくため説明会を開催しています。また、揖斐川町民で、60歳以上で働く意欲のある方、当人材センターの趣旨に賛同してくださる方を、毎月募集しております。最近退職された方で仕事をしたいと考えている方も歓迎します。事務局まで、お尋ねください。

12月事業及び入会説明会

12月6日（月）10時～

※1時間半ほどかかります、事前申し込みをしてください。

【お問い合わせ先】

（社）揖斐川町シルバー人材センター

TEL 23-0907

平日（月～金曜日）8時30分～17時



ごみ収集、し尿くみ取りのお知らせ

◎年末年始のごみ収集日程について
年末年始の生ごみ等もやすごみ収集日は、次のとおり行いますので、お知らせします。

なお、平成23年1月のごみ収集の詳細については広報1月号くらしのカレンダーをご覧ください。

揖斐川地域(生ごみ収集日程)

12月20日(月)、24日(金)、27日(月)、30日(木)、平成23年1月4日(火)、6日(木)

谷汲地域(もやすごみ収集日程)

12月20日(月)、27日(月)、平成23年1月4日(火)、10日(月)

春日地域(もやすごみ収集日程)

12月20日(月)、27日(月)、平成23年1月4日(火)、11日(火)

久瀬地域(もやすごみ収集日程)

12月22日(水)、30日(木)、平成23年1月5日(水)、12日(水)

藤橋地域(もやすごみ収集日程)

12月20日(月)、27日(月)、平成23年1月4日(火)、11日(火)

坂内地域(もやすごみ収集日程)

12月17日(金)、24日(金)、30日(木)、平成23年1月7日(金)、14日(金)

◎し尿くみ取りはお早めに

年末年始は、し尿くみ取りの依頼が殺到します。お早めにお申し込みをお願いします。

申し込みについては次のとおりです。

揖斐川地域

(有)揖斐川清掃

Tel 0585-22-0506

谷汲地域

(株)富士

Tel 058-323-0485

春日地域

(有)揖斐川清掃

Tel 0585-22-0506

久瀬地域

中央清掃(株)

Tel 0584-27-6181

藤橋地域

(有)岐北清掃社

Tel 058-370-8448

坂内地域

トバナ産業(株)

Tel 058-398-3807

冬期のごみ収集、し尿のくみ取りは天候の都合により時間のかかる場合もあります。

ご理解、ご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場生活環境課

Tel 22-2111

西濃環境組合屋内温水プール ゆくみんぐからのお知らせ

◎16周年記念イベント親子水泳教室

■日時 12月25日(土)

15時～15時50分

■対象 泳げない小学生(1～3年生)と保護者

■定員 当日の受付順で先着10組

■費用 無料

◎初泳ぎタイムトライアル

■日時 平成23年1月3日(月)

■申し込み 12月1日(水)～

当日参加もできます。

※タイム測定参加者全員に写真付きゆくみんぐオリジナル認定書をお渡しします。

年末年始の営業案内

◎12月28日(火)～30日(木)

通常営業

◎12月31日(金)～

平成23年1月2日(日)

休館日

◎平成23年1月3日(月)

新春特別営業 10時～18時

◎平成23年1月4日(火)～

通常営業

あなたも通信制課程で高校の学習をしてみませんか

- 出願資格：中学校を卒業していること。(詳細はお問い合わせを)
- 費用：年度当初に3万6千円程度必要。(教科書代を含む。)
- 学校説明会：12月15日、1月27日、2月13日・21日・24日
いずれも本校で開催 14:00～16:00 電話で申込みを!
- 問い合わせ先

岐阜県立華陽フロンティア高等学校通信制課程

本校の住所 〒500-8286 岐阜市西鶯6-69

電 話 058-275-7185 F A X 058-275-7186



今月の
長寿さん

この度、次の方が長寿者褒賞を受けられ、長寿のお祝いと褒賞金が贈られました。

清水 きぬえさん(三輪)

10月14日 100歳



細野 岸男さん(北方)

10月1日 95歳



折戸 志つゑさん(北方)

10月8日 95歳



あたたかい善意

◆ 揖斐川町役場へ

10月13日(水)、揖斐城同好朋友会(浅井和彦さん、所建次さん、高橋東吾さん)より、揖斐城の復元模型を寄附していただきました。ありがとうございました。

皆さん、これからもお元気で長生きをしてください。



目下部 忠男さん(東津汲)
10月31日 95歳

◆ 揖斐川町役場へ

10月20日(水)、セフティネットいびがわより、いびがわマラソンの協賛金120万円をいただきました。ありがとうございました。



◆ 揖斐川町役場へ

10月20日(水)、揖斐川ライオンズクラブより、いびがわマラソンの協賛金20万円をいただきました。ありがとうございました。



◆ 揖斐川町役場へ

10月28日(木)、西濃建設株式会社代表取締役宗宮正和さんより、いびがわマラソンの協賛金300万円をいただきました。ありがとうございました。



◆ 揖斐川尚和園へ

揖斐川町日赤奉仕団藤橋分団よりバスタオル・タオル・雑巾の寄附をいただきました。ありがとうございました。

◆ 揖斐川尚和園へ

揖斐川町社協ボランティアよりお菓子
ありがとうございました。



▲今年7月の揖斐高ショップ

Information Room

揖斐高ショップ開店！
北海道芽室町の特産品などが販売されます！

岐阜県立揖斐高等学校の生徒が、北海道芽室町の特産品や、あられなどを販売する「揖斐高ショップ」が、次のとおり開かれます。

■日時 12月16日(木)
9時～14時

■場所 樽久旧店舗(三輪590)

※そのほか、詳しい内容については、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】

岐阜県立揖斐高等学校
Tel 22-1261

Information Room

**揖斐川町ソフトバレーボール
大会開催**

平成17年1月の町村合併以降、町内の各地域(公民館単位)でさまざまな事業が催されています。とりわけその中でもソフトバレーボールが盛んに行われており、毎年6月に開かれているスポレク祭においても熱戦が繰り広げられています。

今回は、大会を通じて選手間の交流やそれぞれの公民館のつながりを深めるとともに、大会までの練習や予選会、応援などスポーツをする習慣とそれに親しむ習慣づけをし、健康の増進を図ることを目的に揖斐川町ソフトバレーボール大会を開催します。

■期日 12月12日(日) 9時～13時

■会場 揖斐川健康広場アリーナ

■種目 ソフトバレーボール

抽選により4ブロックに分かれてリーグ戦を行い、各ブロックの上位1チームが決勝トーナメントを行います。

■出場チーム 各地区公民館より2チーム(計22チーム)

■参加料 無料

■主催 揖斐川町体育指導委員会
揖斐川町内各公民館

【お問い合わせ先】

揖斐川町教育委員会スポーツ振興課
Tel 22-2111

Information Room

**第30回全日本実業団対抗
女子駅伝競走大会
「ぎふ女子駅伝」開催！**

■日時 12月19日(日)
12時スタート

■コース 長良川競技場～大垣市総合体育館～長良川競技場
(42・195キロメートル)

■区間

第1区 長良川競技場～

加納新本町バス停

(6・6キロメートル)

第2区 加納新本町バス停～

岐阜県庁

(3・3キロメートル)

第3区 岐阜県庁～大垣市林町

(10・0キロメートル)

第4区 大垣市林町～

大垣市総合体育館

(4・1キロメートル)

第5区 大垣市総合体育館～

陽南中学校

(11・6キロメートル)

第6区 陽南中学校～

長良川競技場

(6・595キロメートル)

■参加チーム

全国6地区の予選を勝ち抜いた実業団女子24チーム

いびがわ 特産品シリーズ

トチノキ (トチノキ科)

トチノキは春日村の村木であった。現在はどのように呼ぶのであろう。今でも春日の代表の樹木には違いない。山国では森林が切り開かれても谷筋に聳えるトチノキは種子を食料として確保するために伐採せずに残すのが慣例になっていた。しかもトチノキ単独では風当たりも強く生育が難しいので周りの若干の樹木も残されました。トチノキは日本の固有種です。中国には「七葉樹」と呼ばれるシナトチノキがあり、ヨーロッパではマロニエで知られるセイヨウトチノキがあります。日本にもパリ市街の街路樹をまねてかマロニエを植えている街もあります。

トチノキは大型の落葉性高木で高さは30メートルに達するものもあります。葉は掌状複葉で長い柄があり、小葉は5～7枚で形は倒卵形で、葉脈は明瞭です。5月に大型の円錐花序を付けます。果実は黄褐色でほぼ球形であり、熟すと3裂して中から栗に似た種子が現れます。栃餅、栃煎餅、栃饅頭など素材としては価値があります。薬用には若芽、葉、樹皮、種子を使います。

若芽から出る粘液は寄生性皮膚病やタムシに塗ります。葉は煎じて咳止め、下痢止めに用い、種子の煎じた液はしもやけ、痔に用いられます。中国の七葉樹の種子は胃痛に煎じて飲みます。樹皮は煎じてじんま疹や痔の止血に用います。

(岐阜薬科大学名誉教授 水野瑞夫)

